平成２９年（フ）第１２８号
香川県高松市宮脇町２丁目10番75―205号　ベルペント裕
債務者　中村　明代（旧姓桒﨑）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２４号
福岡県遠賀郡水巻町吉田団地58番304号
債務者　伊藤　貴博
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５２号
盛岡市本宮２丁目40番７号　ソフィアＳＴ―Ａ号
債務者　谷村惠美子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２０号
滋賀県長浜市小堀町66番地　サン・コーポラス小堀　２号棟105号室
債務者　竹村　　薫
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
香川県高松市三谷町3529番地８
債務者　横山　拓也
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０号
香川県高松市多肥上町字平塚1076―１　チェリータウン高松Ｂ棟202号室、住民票上の住所香川県高松市木太町1890番地３　エステイム林道203
債務者　中山　忠廣（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０２号
香川県高松市十川東町944番地
債務者　原田　仁菜（旧姓明）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５号
香川県観音寺市観音寺町甲3401番地
債務者　中山　浩二
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第２２号
福岡県大川市大字津773番地古賀アパート10号
債務者　小川　政俊
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
栃木県宇都宮市東塙田２丁目８番22号
債務者　小林　美紀
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１７号
栃木県鹿沼市千渡1286番地13
債務者　橋本　裕太
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２０号
栃木県下都賀郡壬生町落合３丁目１番23号　ＯＫハイツ205号室、前住所栃木県下都賀郡野木町大字丸林551番地１　マロニエハイツ203号
債務者　小野原　勉
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後３時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２３号
栃木県宇都宮市鶴田町3666番地８　サンライズハイム102
債務者　木村　賢次
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１６３９号
福岡市博多区光丘町１丁目１―36光丘城戸ビル106号
破産者　株式会社リバーウェーブ・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３１８号
福岡県大野城市御笠川２丁目17番１号
破産者　株式会社トータルサービス
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９０５号
福岡市中央区天神１丁目14番16号
破産者　株式会社東規コーポレーション
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１８号
埼玉県三郷市新和４丁目301番地
破産者　株式会社ライジング
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　さいたま地方裁判所越谷支部破産係